

災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

・関連計画・マニュアル等： 泉大津市地震災害初動体制規程

市は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|------------------------------|---|
| 第1 組織体制の整備 | 全部局 |
| 第2 防災機能等の確保、充 実 | * 総合政策部 |
| 第3 防災拠点等の整備 | * 総合政策部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局、 * 消防本部 |
| 第4 装備資機材等の備蓄 | * 総合政策部、* 総務部、* 都市政策部、* 消防本 部、全部局 |
| 第5 防災訓練の実施 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、 * 教育委員会事務局、* 消防本部、全部局 |
| 第6 相互応援体制の整備 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |
| 第7 人材の育成 | 全部局 |
| 第8 防災に関する調査研究 の推進 | 全部局 |
| 第9 自衛隊の災害派遣に対 する連絡体制の整備 | * 総合政策部 |
| 第10 自治体被災による行 政機能の低下等への対策 | 全部局 |
| 第11 事業者、NPO・ボ ランティア等との連携 | * 総合政策部、* 健康福祉部 |

第1 組織体制の整備

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 全部局 |
|------|-----|

1 市の組織体制の整備

市域において迅速な防災対策を実施し、総合的な防災対策を推進するため組織体制の整備・充実を図るとともに、市及び府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる

体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 泉大津市防災会議

泉大津市防災会議は、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため設置する。

ア 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること

イ 市の区域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること

ウ 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること

※資料1「泉大津市防災会議条例」

※資料2「泉大津市防災会議委員名簿」

(2) 事前警戒体制

危機管理監は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置する前又は設置するに至らない災害において、災害応急対策の検討を行うために設置する。

(構成)

危機管理監、危機管理課職員及びその他防災関係職員

(所掌事務等)

※災害応急対策 第1章 第1節 第1 事前警戒体制 参照

(3) 災害警戒本部体制

災害警戒本部体制は、災害対策本部を設置する前又は設置に至らない災害並びに市域で震度4を観測したとき及び大阪府沿岸に津波注意報が発表されたときにおいて、緊急に実施を必要とする災害応急対策、情報の収集、伝達、職員の配備体制、災害対策本部の必要性の判断等を行うために設置する。

(組織)

| | |
|---------|--|
| 災害警戒本部長 | 副市長 |
| 災害警戒本部員 | 教育長、参与、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市政策部長、市議会事務局長、市立病院事務局長、教育部長、消防長、危機管理監、技監、その他市長の指名する職員 |

(所掌事務等)

※災害応急対策 第1章 第1節 第2 災害警戒本部体制 参照

(4) 災害対策本部体制

市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに市域で震度5弱以上を観測したとき及び大阪府沿岸に津波警報が発表されたときにおいて、災害

応急対策を実施するために設置する。

災害対策本部は、市庁舎4階401会議室又は3階大会議室に開設する。

(組織)

| | |
|----------|--|
| 災害対策本部長 | 市長 |
| 災害対策副本部長 | 副市長 |
| 災害対策本部員 | 教育長、参与、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市政策部長、市議会事務局長、市立病院長、市立病院事務局長、教育部長、消防長、危機管理監、技監、その他市長の指名する職員 |

(所掌事務等)

※災害応急対策 第1章 第1節 第3 災害対策本部体制 参照

※資料3「泉大津市災害対策本部条例」

※資料4「泉大津市災害対策本部事務分掌」

2 市の動員体制の整備

市は、災害発生時の組織体制の整備と併せて、勤務時間外における参集等にも配慮し、災害発生時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制を次のように定める。

※資料5「配備体制別職員動員計画」

(1) 職員の配備基準

ア 事前警戒体制

| 配備名 | 配備時期 | 配備体制 | 人員 |
|------|---|--|---------------------|
| 事前警戒 | 1. 市域で気象警報（津波を除く全ての警報）が発表されたとき 2. 市域で震度3又は府域で震度4以上を観測したとき 3. 災害の発生が予想される情報を受信し、危機管理監が必要と認めたとき | 1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。 | 防災関係職員 の約1/2又は全員 |

イ 災害警戒本部体制

| 配備名 | 配備時期 | 配備体制 | 人員 |
|-------------|---|--|-------------|
| 警戒配備 第1号 | 1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき | 1. 災害の発生を防ぎよするため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。 | 職員の約 1/8 |
| 警戒配備 第2号 | 1. 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度4を観測したとき 3. 避難勧告等を発令するとき 4. 「津波予報区：大阪府」に津波注意報が発表されたとき 5. その他、市長が必要と認めたとき | 1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が実施できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。 | 職員の約 1/4 |

※遠地地震における「津波注意報」発表時の配備体制

日本から遠く離れた場所で発生する地震『遠地地震』による津波のように、津波到達まで相当の時間を要するものについては、気象庁は津波警報等を発表する前に、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」として発表する。

遠地地震発生による「津波注意報」が発表された場合の配備体制については、津波到達までに時間的猶予があること、及びその際の応急対応としては、防潮堤外の海岸滞在者への注意喚起等になることが考えられるため、気象庁からの「遠地地震に関する情報」に留意し、臨時部長会議（防災関係部長会議）において、配備体制等を検討する。

ただし、遠地地震による大津波警報、津波警報の発令の場合はこの限りではない。

ウ 災害対策本部体制

| 配備名 | 配備時期 | 配備体制 | 人員 |
|------------|---|---|-------------|
| 非常配備 A号 | 1. 中規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき | 1. 数地域について救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。 | 職員の約 1/2 |
| 非常配備 B号 | 1. 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度5弱以上を観測したとき 3. 「津波予報区：大阪府」に津波警報が発表されたとき 4. 市域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき 5. その他、市長が必要と認めたとき | 1. 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する体制とする。 | 全職員 |

(2) 主要防災関係職員への早期情報伝達

主要防災関係職員に対する情報伝達の迅速化を図るため、これら職員の携帯電話等への情報伝達体制の整備を図る。

第2 防災機能等の確保、充実

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

市は、災害発生時に速やかな体制をとれるよう、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害発生時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1 防災施設等の整備

市の防災拠点である市庁舎及び消防本部は、拠点機能を整備、拡充する。また、災害対策本部室等の防災施設を整備するよう努めるとともに、当該室が損壊等により開設が困難な場合のバックアップとして泉大津市消防本部または泉大津市総合福祉センターを開設することとし整備に努める。

市は、これら防災拠点において災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

2 災害対策本部等用備蓄

市は、災害対策本部等の機能を確保するため、仮眠スペースを整備するとともに、飲料水、食料等を庁舎内に整備・備蓄する。保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

また、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

第3 防災拠点等の整備

実施担当

* 総合政策部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局、* 消防本部

市は、大規模災害発生時において適切な災害応急活動が実施できるよう、防災拠点等を計画的に整備する。

1 地域防災拠点の整備

(1) 施設整備

応援部隊の受入れ及び活動、備蓄、物資輸送の拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した活動拠点となることから、一時避難場所となる都市公園について地域防災拠点としての整備を推進する。

(2) 運用体制の整備

地域防災拠点が災害発生時に適切かつ効果的に機能するようあらかじめ施設管理者と協議し管理運営等の体制整備を行う。

2 地区防災拠点の整備

市は、各小・中学校を地区防災拠点として整備する。

(1) 機能整備

地区防災拠点は、次の対策を推進する。

- ア 周辺の不燃化促進と安全性の向上
- イ 物資、資機材等の備蓄
- ウ 消防水利の整備
- エ 情報通信システムの整備
- オ 地下水を利用した給水施設の整備
- カ 雨水等の貯水施設の整備
- キ 自家発電施設の整備
- ク 厨房施設等の整備

(2) 運用体制の整備

地域住民等自らが災害対策活動を行う場となることから、自主防災組織等と連携し、運営管理等の体制整備を推進する。

3 輸送拠点の整備

陸上輸送基地等の輸送拠点の機能強化に努める。

※資料7「府の防災拠点等一覧表」

※資料8「市の防災拠点等一覧表」

第4 装備資機材等の備蓄

| | |
|------|----------------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 総務部、* 都市政策部、* 消防本部、全部局 |
|------|----------------------------------|

市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、確保及び装備・資機材等の確保に努める。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の確保

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

備蓄品の現況

※資料 36-3 「防災資機材等保有及び配備一覧表」

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充・交換を行い、保全に万全を期するものとする。

3 人材の育成

職員の危機意識の徹底を図り、また災害発生時に迅速な対応と判断ができるよう、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備・保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。その際には、個人情報保護に留意する。

第5 防災訓練の実施

実施担当

* 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局、* 消防本部、全部局

市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害発生時の防災体制の万全を期することを目的として、防災関係機関や学校、自主防災組織、民間事業者、NPO・ボランティア等と連携し、要配慮者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する機材、実施時間の訓練環境、交通規制などについて具体的な設定を行うなど、実践的な内容とする。

また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等を検証できる訓練を行うよう努める。

1 総合訓練

防災関係機関及び住民の協力を得て、協力体制の確立及び応急対策活動を円滑に実施するため、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練を実施する。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼

児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練

(1) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期すため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。また、広域災害に対応するため、大阪府下消防機関をはじめ近隣府県並びに全国消防機関との合同訓練に参画する。

(2) 水防訓練

大阪府水防計画等を踏まえ、水防活動の習熟を目的とした訓練を行う。

(3) その他の訓練

災害発生時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模地震の発生等を想定した次のような訓練を適宜実施する。

ア 情報収集・伝達訓練

防災行政無線等を使用し、通信途絶時の情報収集・伝達を確実にできるよう実施する。

イ 非常参集訓練

夜間休日等において職員の動員・配備を迅速かつ確実にできるよう実施する。訓練にあたっては、道路や鉄道網の遮断も考慮する。

ウ 避難・救助訓練

避難・救助訓練は、住民の協力を得て迅速に行われるよう誘導、指示、勧告等について行う。更に自力避難不可能な孤立者、負傷者、避難行動要支援者等の救助等についても訓練を行う。

エ 図上訓練

様々な災害の状況を想定し、図面上での災害訓練を行う。想定した被害への対応を検討するとともに、組織・動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため、災害状況のシミュレーションを行いながら実践的な訓練を行う。

オ 緊急地震速報対応訓練

緊急地震速報の受信時に的確・迅速な安全行動をとることができるよう訓練を行う。

カ その他

3 市民、事業者等の訓練

自主防災組織及び自治会、事業者は、災害発生時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、次に掲げる項目を参考に、防災訓練を推進する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 炊出し訓練等

4 児童・生徒等の防災訓練

各学校等は、災害を想定した避難訓練を適宜実施し、講習会、研修会、見学などにより、児童・生徒等の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

5 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練

市は防災関係機関と連携して、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を実施する。また、定期的に行う通常の実施する防災訓練に加え、訓練参加者が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の災害図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的な訓練等も継続して実施する。

- (1) 大津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
- (3) 水門及び防潮扉等の操作訓練
- (4) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

第6 相互応援体制の整備

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |
|------|--------------------|

大規模災害発生時の防災活動を適切に実施するため、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点から相互応援体制を整備し防災体制の強化を図る。

1 自治体相互の応援体制の整備

緊急物資、人材や情報の交換など、相互応援体制の整備を推進する。

2 緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携・受入体制の整備

大規模災害発生時における消防活動を実施するため設置されている緊急消防援助隊等の大規模消防応援部隊との連携並びに受入体制の整備を図る。

3 その他関係団体との相互応援体制の整備、強化

大規模災害に対応するため、関係団体との相互応援体制の整備を積極的に推進する。

第7 人材の育成

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 全部局 |
|------|-----|

市は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災に関する研修・教育等をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 防災研修・教育等の実施

市は、災害発生時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、防災関係機関と連携して市長及び幹部職員、一般職員に対し防災に関する研修・教育等を実施し、災害対応能力の向上を図る。

(1) 研修・教育等の方法

ア 幹部職員及び防災関係職員等

複雑化する災害の態様に即応できるよう高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

- (ア) 他の防災機関への研修派遣
- (イ) 消防庁、府、人と防災未来センター等が実施する講習会、研修会等への参加
- (ウ) 見学、現地調査等の実施

イ 一般職員

- (ア) 府、市等が実施する講習会、研修会等への参加
- (イ) 見学、現地調査等の実施
- (ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 研修・教育等の内容

- ア 泉大津市地域防災計画及びこれに伴う各防災関係機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の適用
- オ 図上訓練の実施
- カ 体調管理や災害現場での安全確保に関する知識
- キ その他必要な事項

2 市民等に対する防災教育

(1) 防災講演会の開催

自主防災組織、自治会、一般市民や企業、ボランティア団体等を対象に防災講演会を開催する。

(2) 学校・園等における防災教育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。

第8 防災に関する調査研究の推進

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 全部局 |
|------|-----|

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用に努める。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

市及び防災関係機関は、大規模災害発生時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 全部局 |
|------|-----|

▶関連計画・マニュアル等： 泉大津市業務継続計画

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 BCP（業務継続計画）の運用・改訂

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震などの災害が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。

そのような状況においても、市民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められている。

このため、市においては、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自らのBCP（業務継続計画）の運用に努め、大規模地震などの災害発生時における業務継続の体制整備を図る。

- (1) 大規模地震などの災害での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 体制の整備

(1) 被災者支援システムの運用体制の整備

市は、被災者支援システムを災害発生後も円滑に運用できるよう体制整備を行う。

(2) 業務継続の体制整備

市は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

市及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第11 事業者、NPO・ボランティア等との連携

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部 |
|------|-----------------|

市及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

NPO・ボランティア等による防災活動が災害発生時において果たす役割の重要性を踏まえ、市は、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

◻関連計画・マニュアル等： 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）

◻関連計画・マニュアル等： 同報系防災行政無線局管理運用規程

市は、防災関係機関と連携し、災害発生時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。さらに、全国瞬時警報システム（Jアラート）と泉大津市同報系防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築し、円滑に運用できるよう体制整備を行う。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|----------------------|------------------------------------|
| 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 消防本部、全部局 |
| 第2 情報収集伝達体制の強化 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |
| 第3 災害広報体制の整備 | 全部局 |
| 第4 観測体制の整備 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

| | |
|------|------------------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 消防本部、全部局 |
|------|------------------------------------|

市は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの運用を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し十分な回線容量を確保する。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に泉大津市同報系防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備や、衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

1 無線通信施設の整備

(1) 市防災行政無線の整備充実

災害発生時の迅速かつ正確な被害状況の把握と伝達を図るため、防災行政無線の固定

系システムと移動系システムのデジタル化を図るとともに無線システムを拡充・整備する。また、MCA無線、IP無線、衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制を整備する。

※資料 34-1「泉大津市防災行政無線（同報系）」

※資料 34-2「泉大津市防災行政無線（移動系）」

(2) 消防救急無線の整備充実

災害発生時の迅速かつ正確な情報伝達や多機能通信を行うため、無線システム等の機能を拡充・整備する。

(3) 警察無線の整備充実

府警察は、警察無線の整備充実を図る。

(4) 府防災行政無線・防災情報システム

災害発生時、この無線を利用した府との情報連絡により防災関係機関との連携を図る。

※資料 35「大阪府防災情報システムの概要」

(5) 防災相互通信用無線の整備

市は、防災関係機関と連携し、災害発生時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。

※資料 34-4「堺泉北地域防災相互無線（泉大津市所管分）」

2 有線通信連絡網の整備

(1) 災害時優先電話の円滑な対応を図る。

(2) 被災現場等との迅速な連絡のため、携帯電話・衛星携帯電話の有効活用を図る。

(3) 迅速な情報処理のため、「おおさか防災ネット」等インターネット網の活用を図る。

3 次世代防災通信ネットワークの推進

情報通信や地理情報に関する技術革新の動向を注視し、情報の収集伝達の高度化を図るため、次世代防災通信ネットワークの構築を推進する。

第2 情報収集伝達体制の強化

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |
|------|--------------------|

市は、防災関係機関と連携し、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、災害情報共有システム（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、「おおさか減災プロジェクト」等の活用やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

市は、消防等防災関係機関との連携により、緊急時の連絡体制又はその代替的な体制の整備に努める。

市及び府、ライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第3 災害広報体制の整備

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 全部局 |
|------|-----|

市は、防災関係機関と連携し、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

1 災害広報体制の整備

- (1) 災害発生時の広報については、あらかじめ、災害広報責任者を選任して広報の一元化を図り、災害情報の収集・総括・報告にあたり、円滑な災害広報に努める。
- (2) 災害広報は、発生後の時間経過に応じ、迅速かつ的確な情報提供を行う。
- (3) 広報文案の事前準備及び習熟を図る。
 - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

- (4) 要配慮者に配慮した、多様できめ細かな広報手段で情報提供を行う。
- (5) 無線放送施設・関係資機材等の整備充実を図る。
- (6) 防災情報を発信するため、市ホームページの防災情報の充実を図り、「おおさか防災ネット」等を活用する。

2 報道機関との連携協力

市は、大規模災害発生時、報道機関による住民広報が適切と考えるときは、やむをえない場合を除き、原則として府を通じて行う。

3 災害発生時の広聴体制の整備

大規模災害発生時においては、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ等の業務を行い、災害応急、復旧活動の推進を図る。

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

4 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市および防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災市民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第4 観測体制の整備

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |
|------|--------------------|

災害を未然に防止し被害を最小限にとどめるため、気象、地象等の観測体制の整備・充実を図る。

1 震度計の活用

市は、本庁舎内に設置した2箇所の震度計により、震度情報を迅速に収集する。

また、大阪府震度情報ネットワークシステムにより伝達された府下市町村等の状況を速やかに把握し、地震対策に活用する。

2 雨量計の活用

消防本部に設置している雨量計により、常に雨量の観測を行う。

3 テレメータシステムの活用

風水害等の自然災害を防ぐため、大阪府防災テレメータからの情報を活用して市内各所の雨量等を常時観測する体制を整備する。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

市は、府及び国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等への協力に努める。

なお、市は、府と連携して、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（*主担当） |
|-----------------------------|----------------|
| 第1 消防力の強化 | * 総合政策部、* 消防本部 |
| 第2 広域消防応援体制の整備 | * 消防本部 |
| 第3 泉大津市消防の広域化及び通信指令システムの高度化 | * 消防本部 |

第1 消防力の強化

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 消防本部 |
|------|----------------|

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など総合的消防力の充実に努める。

- ※資料15 「組織機構図」
- ※資料16 「職員の配置表」
- ※資料17 「消防庁舎現況」
- ※資料18 「各種車両配置表」
- ※資料19 「特殊器具保有状況」
- ※資料20 「消防通信指令総合システム」

2 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき消火栓等を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。
- (3) 消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。
- (4) 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、応援協定等に基づき、消防艇や巡視艇の出動要請を行い、災害を軽減する。

※資料 21 「消防水利状況」

3 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの諸体制の整備に努める。

- (1) 消防体制の充実
- (2) 情報伝達体制の整備充実
- (3) 消防職員の速やかな動員
- (4) 同時多発火災及び大規模火災の対応
- (5) 救助・救急資機材の強化
- (6) 救助・救急隊員の活動強化
- (7) 消防水利の有効活用
- (8) 消防活動資機材等の備蓄と調達
- (9) 住民広報の徹底
- (10) 防災道路の確保、海路の確保、空路拠点の充実
- (11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立
- (12) 避難行動要支援者への対応

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化

に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防車両・小型動力ポンプ、車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の個人安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団屯所については、平常時は消防団員の研修・訓練の場となり、災害発生時においては、活動拠点として活用する。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

(4) 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の津波災害時における活動・安全管理マニュアルに基づき、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

(5) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

第2 広域消防応援体制の整備

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | * 消防本部 |
|------|--------|

地震等大規模災害発生に備え、自治体相互の応援協定の締結に努めるほか、受入体制の整備に努める。

第3 泉大津市消防の広域化及び通信指令システムの高度化

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | * 消防本部 |
|------|--------|

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化を検討する。

また、消防機関は、高機能な通信指令システムの構築を図る。

※資料 20「消防通信指令総合システム」

第4節 災害時医療体制の整備

災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に行えるよう、府及び医療関係機関と連携し、災害時医療体制を整備する。また、大規模災害発生時には、大阪府和泉保健所内に設置される地域災害医療本部に参加し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（*主担当） |
|-----------------------|-------------------------------|
| 第1 災害医療の基本的考え方 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
| 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
| 第3 現地医療体制の整備 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
| 第4 後方医療体制の整備 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
| 第5 医薬品等の備蓄及び確保 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
| 第6 患者等搬送体制の確立 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
| 第7 個別疾病対策 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
| 第8 関係機関協力体制の確立 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
| 第9 医療関係者に対する訓練等の実施 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
| 第10 保健衛生活動における連携体制の整備 | * 健康福祉部 |

第1 災害医療の基本的考え方

| | |
|------|-------------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
|------|-------------------------------|

災害発生時の医療救護活動は、災害のため医療機関等が被災・混乱し、被災地の住民が医療の途を閉ざされた場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

1 現地医療活動

医療救護班等は、負傷者等が最初に受ける応急手当又は一次医療を救護所において行う。

(1) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する応急救護所で、主に搬送前の応急措置やトリアージを行う。

(2) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から必要と認められる期間、避難所等に併設する医療救護所において、主に軽傷者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

(3) 地域災害医療本部の設置

大阪府和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合で、市単独では十分対応できない程度の災害の場合は、和泉保健所に医療救護班の派遣調整を要請する。

※資料 32 「医療機関一覧表」

※資料 33-1 「医療救護班編成表（医師会）」

2 後方医療活動

救護所等で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、災害医療協力機関を中心に、被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で、次のとおり実施する。

- (1) 特定の医療機関に患者が集中しないよう、できるだけ多数の医療機関へ分散した搬送、治療を行う。
- (2) 医療機関を機能別・地域別に体制化し、重傷度、緊急度に応じた適切な患者の搬送、受入れを行う。
- (3) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

| | |
|------|-------------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
|------|-------------------------------|

市は、泉大津市医師会、府及び医療機関と相互に連携し、災害発生時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握するとともに、府が推進する広域災害・救急医療情報システムの有効活用を推進する。

1 連絡体制の整備

- (1) 市は、府及び医療機関と災害発生時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方法・役割分担を定める。
- (2) 市は、各医療機関が有する情報の収集・伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報を収集・伝達できるよう、災害医療情報連絡員を指名する。
- (3) 災害発生時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。
また、市、府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段（災害時優先電話回線等）を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
|------|-----------------------|

市は、泉大津市医師会、府及び医療機関と連携し、災害発生時に通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が発生した場合や、医療機関が被害を受けることによって被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な現地医療活動を実施できるよう、現地医療体制を整備する。

1 泉大津市医療救護班の体制整備

市は、現地医療活動に従事する泉大津市医療救護班の編成・派遣方法について、泉大津市医師会及び地域の医療機関と協議し、診療科目・職種別に医療救護班を構成するなどあらかじめ定めておく。

※資料 33-2「医療救護班編成表（市立病院）」

2 救護所等の設置体制

市は、泉大津市医師会及び地域の医療機関と協力し、救護所の開設手順や役割分担等の体制を協議し、救護所の設置場所・基準、運営方法等を定めておく。また医療機関を指定する場合は、当該医療機関と協議する。

3 緊急医療班の受入体制の整備

市及び大阪府和泉保健所は、市災害対策本部及び地域災害医療本部を通じての他市等からの緊急医療班の受入体制について、あらかじめ調整しておく。

第4 後方医療体制の整備

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
|------|-----------------------|

市は、市立病院を医療救護活動の拠点施設である市災害医療センターとして位置づけ、その整備を図る。また、府は、後方医療体制を充実するため、機能別、地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設

(1) 基幹災害拠点病院

府は、地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療の府の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

(2) 地域災害拠点病院

府は、重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資機材の備蓄機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

(3) 広域搬送拠点臨時医療施設

府は、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設を整備する。

2 特定診療災害医療センター

府は、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから、対策拠点として、特定診療災害医療センターを整備する。

3 市災害医療センター（泉大津市立病院）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- (1) 市の医療拠点としての患者の受入れ

(2) 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

4 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。本市の災害医療協力病院は、かわい病院である。

第5 医薬品等の備蓄及び確保

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
|------|-----------------------|

1 備蓄

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資機材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

2 その他

1においてもなお医薬品等が不足する場合には、府薬務課に要請する。
※資料 37「市内薬局・薬店一覧表」

第6 患者等搬送体制の確立

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
|------|-----------------------|

市は、災害発生時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・確実な搬送のための陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

市は、府及び災害医療機関と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市をはじめとする医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救

護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送体制を確立する。

(2) 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
|------|-----------------------|

市は、府と連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター等の関係機関との連携体制及び在宅医療患者への情報提供方法などの整備をする。

第8 関係機関協力体制の確立

| | |
|------|-------------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
|------|-------------------------------|

1 地域医療連携の推進

市は、大阪府和泉保健所と連携し、和泉保健所管内健康危機管理関係機関連絡会議等を活用し、災害発生時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

2 災害拠点病院等連絡協議会の設置

市は、府と連携し、災害拠点病院等で構成する連絡協議会を設置し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

また、連絡協議会は、災害医療体制マニュアルや、災害医療研修・院内災害医療訓練・教育プログラムの策定に係る助言や企画・提案・実施に協力する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | * 健康福祉部、* 市立病院、* 消防本部 |
|------|-----------------------|

1 災害医療訓練の実施

各医療機関は、自ら実施する消防訓練等において、災害発生時を想定した訓練内容を加味するよう努める。

(1) 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害発生時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。

(2) 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

府、市町村及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第10 保健衛生活動における連携体制の整備

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 健康福祉部 |
|------|---------|

市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|-------------------|---------------------|
| 第1 陸上輸送体制の整備 | * 都市政策部、* 消防本部、全部局 |
| 第2 航空輸送体制の整備 | * 都市政策部、* 消防本部、全部局 |
| 第3 水上輸送体制の整備 | * 総合政策部、* 都市政策部、全部局 |
| 第4 救援物資集積場所の指定 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
| 第5 民間事業者との協力体制の整備 | * 総合政策部 |
| 第6 輸送手段の確保 | * 総合政策部、全部局 |
| 第7 交通規制・管制の確保 | * 都市政策部、全部局 |

第1 陸上輸送体制の整備

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | * 都市政策部、* 消防本部、全部局 |
|------|--------------------|

1 緊急交通路の選定

市及び府は、府警察及び道路管理者と協議し、災害発生時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

- ア 府県間を連絡する主要な道路
- イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路
- ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路
- エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路

※資料 25 「広域緊急交通路」

(2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市庁舎、災害時用臨時ヘリポート、災害医療協力病院及び救援物資集積場所等を連絡する道路

※資料 26 「市緊急交通路及び防災拠点」

※資料 30 「災害時用臨時ヘリポート」

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害発生時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

3 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害発生時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ、緊急交通路の周知に努める。

4 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | * 都市政策部、* 消防本部、全部局 |
|------|--------------------|

救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害時用臨時ヘリポートを整備・指定する。三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備を図る。

第3 水上輸送体制の整備

| | |
|------|---------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部、全部局 |
|------|---------------------|

港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害発生時における物資の輸送並びに物資の受入れ等が有効に機能するように施設等の点検体制を整備する。また、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

なお、国、港湾管理者等の関係機関は、港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

第4 救援物資集積場所の指定

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
|------|-----------------|

災害発生時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、陸上及び海上ルートにおける救援物資集積場所を指定する。

第5 民間事業者との協力体制の整備

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

災害発生時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

第6 輸送手段の確保

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、全部局 |
|------|-------------|

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害発生時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

市は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社などの民間事業者との連携に努める。

市は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

第7 交通規制・管制の確保

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | * 都市政策部、全部局 |
|------|-------------|

1 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

※資料31「緊急通行車両事前届出書等」

2 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

- ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備
- イ 災害発生時の信号制御システム等の整備
- ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3 道路管理者

災害発生時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場

合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

4 堺海上保安署

港内及び港の周辺海域における海上交通の安全確保のため、必要な資機材、船舶、要員の確保に努める。

第6節 避難受入体制の整備

▶関連計画・マニュアル等： 避難所運営マニュアル

災害から住民を安全に避難させるため、指定緊急避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ選定し、日頃から住民への周知に努める。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（*主担当） |
|-------------------------------|---|
| 第1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 | * 総合政策部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局 |
| 第2 その他の避難場所、避難路の指定 | * 総合政策部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局 |
| 第3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の安全性の向上 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局、* 消防本部 |
| 第4 避難誘導體制の整備 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局、* 市立病院 |
| 第5 広域避難体制の整備 | * 総合政策部 |
| 第6 応急危険度判定体制の整備 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
| 第7 応急仮設住宅等の事前準備 | * 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局 |
| 第8 リ災証明書の発行体制の整備 | * 総合政策部、* 総務部、* 都市政策部 |

第1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

| | |
|------|----------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局 |
|------|----------------------------|

市は、必要に応じて、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、想定される災害の状況・人口等を考慮して、被災した住民など被災者を避難のために必要な期間滞在させるための指定避難所を指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害におい

ては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

| | |
|--------------------------|---|
| 指定緊急避難場所 (法第 49 条の 4) | 災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所(洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定) |
| 指定避難所 (法第 49 条の 7) | 災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設 |

1 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定基準

市は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設または場所を、災害の種類ごとに指定する。

ア 災害の種類

- (ア) 内水氾濫・外水氾濫による浸水
- (イ) 高潮
- (ウ) 地震
- (エ) 津波
- (オ) 大規模な火事

イ 指定基準

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）等に迅速に開放されること
- (イ) 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は災害による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること
- (ウ) 災害が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること
- (エ) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること
- (オ) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと

(2) 指定にあたっての注意事項

市は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難所の管理者の同意を得ることとする。

(3) 府への通知

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取消し

市は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(5) 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から市民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。

(6) 住民への周知

市は、広報紙、ホームページなどの手段により、住民に対し避難所の情報を周知する。

2 指定避難所の指定

指定避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が相違することについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 指定避難所の指定基準

市は、学校、生涯学習施設等の公共的施設等を対象に、次の事項に留意して避難所を指定し、平常時から市民への周知徹底に努める。

ア 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること

(2) 指定に当たっての注意事項

市は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得ることとする。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、避難者等の発生規模と、避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

(3) 府への通知

市は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取消し

市は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

(5) 住民への周知

市は、広報紙、ホームページなどの手段により、住民に対し避難所の情報を周知する。

第2 その他の避難場所、避難路の指定

| | |
|------|----------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局 |
|------|----------------------------|

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時等に住民が一時的に避難できる概ね1 ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1 m²以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2 m²以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地。ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害発生時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。(ア又はイに該当するものを除く。)

(3) 避難路の指定

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を選定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路(ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路)又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害発生時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道(アに該当するものを除く。)

2 その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を設定する。

避難場所・避難路の設定にあたっては、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、市及び府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号(J I S Z 8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(J I S Z 9098)」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、災害時用臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の安全性の向上

| | |
|------|---|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局、 * 消防本部 |
|------|---|

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

指定緊急避難場所及び指定避難所について、市は、自ら若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- (1) 市は、指定避難所については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者が災害情報を入手できるようテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、避難者の通信手段として避難所に設置した特設公衆電話（非常用電話）を使用できるよう体制の整備を図る。
- (2) 市は、関係市町と連携を図り、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的な退避体制の整備を図る。

2 一時避難場所の整備

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

3 広域避難場所の整備

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送設備の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

4 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバ

リアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。さらに、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例等、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

5 避難所の運営管理体制の整備

市は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 市災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

6 避難路等の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯の設置
- (2) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

- (3) 落下・倒壊物対策の推進
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第4 避難誘導体制の整備

| | |
|------|---|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局、 * 市立病院 |
|------|---|

1 市

市は、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布・ホームページでの公表等により、住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。その際、水害と暴風や複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することも考慮する。

市は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、市は、災害発生情報や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、河川管理者、水防管理者、大阪管区气象台等の協力を得つつ、災害事象の特性、収集した情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

2 学校、病院等の施設管理者等

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者等は、災害発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちが安全で確実に避難できるよう、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、こ

の際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画・訓練とするよう努める。
また、市及び府は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第5 広域避難体制の整備

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

市及び府は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第6 応急危険度判定体制の整備

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
|------|-----------------|

市は、府と連携し、住民の安全確保を図るため、建築関係団体の協力を得て、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、府が主催する応急危険度判定講習会を受講させ、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、府と連携し、建築関係団体の協力を得て、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、府が主催する危険度判定講習会を受講させ、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第7 応急仮設住宅等の事前準備

| | |
|------|----------------------------|
| 実施担当 | * 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局 |
|------|----------------------------|

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害発生時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第8 り災証明書の発行体制の整備

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 総務部、* 都市政策部 |
|------|-----------------------|

市は、災害発生時にり災証明書の交付が遅滞なく行われ、応急危険度判定の判定実施や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するとともに、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市におけるり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市に対し、家屋被害認定調

査員のための研修機会の拡充等により、災害発生時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第7節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合を想定し、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|---------------------|-----------------------|
| 第1 給水体制の整備 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
| 第2 食料・生活必需品の確保 | * 総合政策部、* 総務部、* 都市政策部 |
| 第3 他自治体、事業所からの物資の調達 | * 総合政策部 |

第1 給水体制の整備

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
|------|-----------------|

市は、災害発生後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することを目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう府と連携し、給水体制の整備に努める。

1 給水体制の整備

- (1) 給水拠点の整備（緊急遮断弁及び緊急給水設備の設置）
- (2) ボトル缶等の備蓄
- (3) 給水車等の配備、給水資機材の備蓄、体制の整備

2 規定等の整備

- (1) 応急給水マニュアルの整備
- (2) 相互応援体制の整備

大阪広域水道企業団及び府と連携して、地震災害の発生に対しては、「大阪広域水道震災対策中央本部」組織の整備を進めるなど、迅速な給水活動等に必要な情報収集、総合

調整、相互応援体制の確立に努める。また、その他自治体との応援体制の確立に努める。

※資料 38-1 「大阪広域水道震災対策相互応援協定書」

※資料 38-2 「大阪広域水道震災対策中央本部組織図」

(3) 指定給水装置工事事業者等協力体制の整備

給水活動実施のため、指定給水装置工事事業者等と災害発生時における協力体制の整備に努める。

3 井戸水による生活用水の確保

市及び府は、災害発生時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

※資料 40 「災害時協力井戸」

第2 食料・生活必需品の確保

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 総務部、* 都市政策部 |
|------|-----------------------|

市は、府をはじめとする防災関係機関と連携して、食料、生活必需品の確保に努める。

1 市及び府の備蓄等

(1) 重要物資の備蓄

ア アルファ化米、乾パンなど

市及び府は、それぞれ要給食者の1食分を確保する。

イ 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

市及び府は、それぞれ高齢者用食を1食分、粉ミルクを1日分以上、哺乳瓶は必要量を確保する。

ウ 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を確保する。府はその他の避難者の必要量を確保する。

エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

市及び府は、それぞれ1日分を確保する。

オ 簡易トイレ

市及び府は、備蓄及び調達によりそれぞれ必要量を確保する。

重要物資の備蓄目標

| 重要物資簿備蓄 | 基 準 | 備蓄目標 |
|--|---|----------|
| 食糧 (α化米等) | 避難所避難者数 16,672 人×在宅避難考慮 1.2 ×1日分3食×日数3日×府1:1市0.5 | 90,029 食 |
| 高齢者食 | 上記算出数量 90,029 食×80歳以上の比率5% | 4,502 食 |
| 毛布 (保温用資材) | 避難所避難者数 16,672 人×必要枚数2枚/人× 府1:1市0.5 | 16,672 枚 |
| 育児用調製粉乳 (粉 ミルク) (乳アレルギーに対 応したものを含む) | 避難所避難者数 16,672 人×乳児比率 1.6%× 人口授乳率 70%×130g/人/日×日数3日×府 1:1市0.5 (※130gは各メーカーの1日摂取量目安26g× 5回/人/日) | 36,412 g |
| 哺乳瓶 | 避難所避難者数 16,672 人×乳児比率 1.6%× 人口授乳率 70%×1本/日 (※「瓶」以外、「使いきりタイプ」等の場合 は、5回/人/日) | 187 本 |
| 乳児・小児用おむつ | 避難所避難者数 16,672 人×人口比率 2.5%×8 枚/人/日×日数3日×府1:1市0.5 (※8枚/人/日は3Hで1枚使用する平均デー タから) | 5,002 枚 |
| 大人用おむつ | 避難所避難者数 16,672 人×必要者割合 0.005 ×8枚/人/日×日数3日×府1:1市0.5 (※8枚/人/日は3Hで1枚使用する平均デー タから) | 1,001 枚 |
| 簡易トイレ (ボックス 型) | 避難所避難者数 16,672 人×100人に1基0.01 | 167 個 |
| 生理用品 | 避難所避難者数 16,672 人×48% (12~51歳人 口比率) ×52% (12~51歳女性比率) × 0.15625 (5日/32日月経周期) ×5枚/人/日× 日数3日×府1:1市0.5 | 4,877 枚 |
| トイレットペーパー | 避難所避難者数 16,672 人×7.5m/人/日×日数 3日×府1:1市0.5 | 187,560m |
| マスク | 避難所生活者数 16,672 人×1.8%×日数3日× 府1:1市0.5 | 451 枚 |

備蓄品の現況

※資料 36-1 「食料等保有及び配備一覧表」

※資料 36-2 「日常生活用品等保有及び配備一覧表」

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

ア 精米、即席麺などの主食

- イ 液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）
- ウ ボトル缶等の飲料水
- エ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- オ 被服（肌着等）
- カ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- キ 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ク 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ケ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- コ 仮設風呂・仮設シャワー
- サ 簡易ベッド、間仕切り等
- シ 高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- ス 棺桶、遺体袋
- セ 発電機等の燃料
など

(3) 備蓄、供給体制の整備

市は、府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

市は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- ア 拠点備蓄倉庫、避難所備蓄倉庫の整備
- イ 定期的な流通在庫量の調査
- ウ 供給体制の整備
- エ 備蓄物資の点検及び更新
- オ 市物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

第3 他自治体、事業所からの物資の調達

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

災害の規模に応じて必要な緊急物資を災害相互応援協定市町に要請するとともに、事業所と災害発生時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（*主担当） |
|--------------------------------|---------------------------|
| 第1 上水道 | * 都市政策部 |
| 第2 下水道 | * 都市政策部 |
| 第3 電力（関西電力株式会社） | * 関西電力株式会社 |
| 第4 ガス（大阪ガス株式会社） | * 大阪ガス株式会社 |
| 第5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等） | * 西日本電信電話株式会社、* KDDI株式会社等 |
| 第6 住民への広報 | * 総合政策部、* 都市政策部 |

第1 上水道

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 都市政策部 |
|------|---------|

災害発生時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 市は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備等

市は、応急復旧用資機材の整備及び調達体制の確保を行う。

3 防災訓練の実施

市は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の強化、緊急対応の習熟並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 府との協力体制の整備

市は、迅速な復旧活動に必要な情報を収集するために、地震災害の発生に対しては、「大阪広域水道震災対策中央本部」の一員として参加する等、府と協力して活動する。

第2 下水道

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 都市政策部 |
|------|---------|

災害発生時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

市は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握しておくとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備

災害発生時に必要な復旧用資機材の確保に努める。

3 防災訓練の実施

市は、情報収集連絡体制及び他市町村等との協力体制の強化、緊急対応・応急復旧の手順の習熟、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重

県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社）

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | * 関西電力株式会社 |
|------|------------|

災害発生時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害発生時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害発生時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | * 大阪ガス株式会社 |
|------|------------|

災害発生時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料(圧縮天然ガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市などが計画する防災訓練に参加する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信(西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等)

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | * 西日本電信電話株式会社、* KDDI株式会社等 |
|------|---------------------------|

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市などが計画する防災訓練において計画的に実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害発生時における通信疎通確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害発生時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
|------|-----------------|

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

1 上下水道

市、大阪広域水道企業団及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

2 電気・ガス

関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害発生時における注意事項等について広報する。

3 通信

西日本電信電話株式会社等は、災害発生時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。また、平常時より「災害用伝言ダイヤル(171)」の活用方法等について周知する。

第9節 交通確保体制の整備

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|---------|---------------|
| 第1 鉄道施設 | * 鉄道管理者 |
| 第2 道路施設 | * 都市政策部、道路管理者 |
| 第3 港湾施設 | * 総合政策部、港湾管理者 |

第1 鉄道施設

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 鉄道管理者 |
|------|---------|

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | * 都市政策部、道路管理者 |
|------|---------------|

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材の確保に努める。

また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第3 港湾施設

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、港湾管理者 |
|------|---------------|

港湾管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。

また、災害発生後直ちに港湾施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

▶関連計画・マニュアル等： 泉大津市避難行動要支援者支援プラン

防災関係機関は、災害発生時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、避難行動要支援者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

※要配慮者、避難行動要支援者の説明は、総則編参照

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|----------------------------|-----------------|
| 第1 障がい者・高齢者等 に対する支援体制整備 | * 総合政策部、* 健康福祉部 |
| 第2 社会福祉施設の取組 み | * 総合政策部、* 健康福祉部 |
| 第3 福祉避難所の選定 | * 総合政策部、* 健康福祉部 |
| 第4 外国人に対する支援 体制整備 | * 総合政策部、* 総務部 |
| 第5 その他の避難行動要 支援者に対する配慮 | * 総合政策部、* 健康福祉部 |

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部 |
|------|-----------------|

1 大阪府

(1) 避難行動要支援者支援プランの作成支援等

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害発生時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者支援対策を推進するため、平成25年8月に作成した「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づき、市に対し助言、情報提供等の支援を行い、市による「避難行動要支援者支援プラン」の作成等を促進する。また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

(2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の体制整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に

体制を整備するものとする。

2 市

府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。また、当該プランの作成に併せて、以下の取組みを実施する。

なお、災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・管理・活用

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市では、以下の者を避難行動要支援者と位置づける。

- ・介護保険要介護者3・4・5の者
- ・身体障がい者1・2級を所持する者
- ・知的障がい（療育手帳A所持）の者
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・生活保護受給世帯で災害発生時に援護が必要な者
- ・乳幼児（ひとり親家庭で就学前児童が2人以上の世帯）の保護者とその子
- ・上記以外で本人からの申し出又は市が災害時に支援が必要と認めた者

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 市内部での情報の集約

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市は、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自主防災組織、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と連携し避難行動要支援者に関する情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

(イ) 府等からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が、避難行動要支援者名簿の作成のために必要である場合は、府知事等に対して、情報提供を求める。

ウ 避難行動要支援者情報の共有及び活用

避難支援等に携わる関係者として定められた消防機関、警察機関、保健所、民生委

員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、個人情報やプライバシーの保護対策を講じながら、関係機関にて共有化を図り、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と適切な管理

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

オ 避難行動要支援者名簿情報の漏えい防止

(ア) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること

(イ) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること

(ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること

(エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること

(オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること

(カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること

(キ) 名簿情報の取扱状況を報告させること

(ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

(2) 要配慮者の円滑な避難のための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、でき得る限り次のような多様な手段を用いて、避難準備・高齢者等避難開始等を発令・伝達する。

ア 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達での配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階

での避難行動を促進できるよう、避難準備・高齢者等避難開始等の発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで提供すること

イ 多様な手段の活用による情報伝達

避難情報を的確に入手・把握できない要支援者が安全に避難するために、市では以下の取り組みを推進し、情報提供と的確な避難の誘導體制を確立する。

- ・ 海拔シートによる標高の表示、避難誘導や避難場所を示した標識等の設置
- ・ 地域の自主防災組織等が中心となり、声を掛け合って避難行動が行えるよう、日頃から訓練を実施
- ・ 携帯電話・スマートフォンの活用
- ・ 津波浸水想定区域内の施設や事業所の管理者に対する伝達手段の確保及び利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画策定の促進
- ・ 防災行政無線、広報車等による迅速な津波情報等の伝達

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う体制を整備する。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うにあたり、避難支援等関係者本人等の安全を確保するため、当該制度の意義等を十分周知するとともに、安全確保の措置を講ずる。

(4) 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(5) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

福祉サービスの災害発生時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉医療

関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(6) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 社会福祉施設の取組み

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部 |
|------|-----------------|

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の選定

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部 |
|------|-----------------|

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

※資料 24-1 「避難所等」

第4 外国人に対する支援体制整備

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 総務部 |
|------|---------------|

市及び府は、府内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や各市町村の地域国際化協会と連携し、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。

一方、来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトやSNS等の様々なツールを活用しての情報を発信することや、観光

案内所や泉大津港フェリーターミナル、駅周辺における多言語での情報提供等、外国人に配慮した支援に努める。

また、府は避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援をできるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努め、市は災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 その他の避難行動要支援者に対する配慮

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部 |
|------|-----------------|

市及び府は、障がい者・高齢者・外国人以外の避難行動要支援者に対しても、災害発生時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

このため、府は、関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、市民等に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。また、情報の提供にあたっては、市及び府、その他防災関係機関が連携し、利用者自らが適切に判断し行動できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけ、また、関西広域連合は、構成団体等と連携して、受入先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、水道水、トイレ等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

なお、具体的な対策については、市は国、府、事業者、関係機関と連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|-----------------------|-------------|
| 第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 | * 総合政策部 |
| 第2 駅周辺における滞留者の対策 | * 総合政策部 |
| 第3 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等） | * 総合政策部 |
| 第4 徒歩帰宅者への支援 | * 総合政策部 |

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- 6 これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は、民間事業者を中心とした対策協議会を設置できるよう努め、平常時から訓練等により連携体制を図る。また、水道水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

第4 徒歩帰宅者への支援

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第2章

地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、専門的・体系的な防災教育や訓練の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害時初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（*主担当） |
|-------------------|--------------------------------|
| 第1 防災知識の普及啓発 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 教育委員会事務局、全部局 |
| 第2 学校における防災教育 | * 総合政策部、* 教育委員会事務局、* 消防本部 |
| 第3 消防団等による防災教育 | * 総合政策部、* 教育委員会事務局、* 消防本部 |
| 第4 災害教訓の伝承 | * 総合政策部 |
| 第5 防災対策に係る相談窓口の設置 | * 総合政策部 |
| 第6 防災地理情報等の整備 | * 総合政策部 |

第1 防災知識の普及啓発

| | |
|------|--------------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 教育委員会事務局、全部局 |
|------|--------------------------------|

市は、住民が災害に対する備えを心がけ、「自分の命は自分が守る」という意識を持ち、防災気象情報等の意味を直感的に理解し、災害発生時には自発的に早期避難や防災活動を行うことができるよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及推進を図る。

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報等に関する専門家の活用を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、

様々な災害の態様や危険性

- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間、できれば1週間以上の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、お薬手帳等）の準備
- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルートへの取り決め等）の確認
- オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- カ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- キ 家庭動物（ペット）との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性
- ケ 警報等発表時や災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報の発令時にとるべき行動
- コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- サ 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表時にとるべき行動
※資料 24-2「南海トラフ地震臨時情報等の発表時にとるべき行動」

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や防災気象情報、避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
※資料 24-3「警戒レベル等の概要」
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動
- カ 地震発生時における自動車運転手が注意すべき事項

- キ 避難行動要支援者への支援
- ク 高齢者の避難行動に対する知識（防災・福祉部局との連携により理解を促進）
- ケ 初期消火、救出救護活動
- コ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- サ 避難生活に関する知識
- シ 自らの安全を確保の上での、応急対応等の防災活動への参加
- ス 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- セ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ハザードマップ、ビデオ等を作成、活用するとともに広報紙及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）などを活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、点字版、外国語版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 地域活動等を通じた啓発

- ア 防災学識経験者や市民活動家などを講師に迎えた防災講演会等の開催
- イ 住民参加型防災訓練の実施
- ウ 防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 学校における防災教育

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 教育委員会事務局、* 消防本部 |
|------|---------------------------|

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、児童・生徒の発達段階に配慮するとともに、水害等のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。

1 教育の内容

- (1) 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- (2) 防災情報の正しい知識
- (3) 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (4) 災害等についての知識
- (5) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 自主防災組織、NPO・ボランティア等との連携

3 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害による被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備するよう努める。

第3 消防団等による防災教育

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 教育委員会事務局、* 消防本部 |
|------|---------------------------|

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において、防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害発生時の対応力を強化できるよう支援する。

第4 災害教訓の伝承

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法の活用を検討する。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

※資料 10「大阪に被害をもたらした過去の主な地震」

※資料 14「大阪府に被害をもたらした過去の風水害」

第5 防災対策に係る相談窓口の設置

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

市は、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

第6 防災地理情報等の整備

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進を図るため、自

然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備し、ハザードマップなどで各種データを分かりやすく発信するものとする。

第2節 自主防災体制の整備

▶関連計画・マニュアル等： 自主防災組織活動マニュアル

市は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、府と連携してその土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（*主担当） |
|--------------------|------------------------|
| 第1 地区防災計画の策定等 | * 総合政策部、* 健康福祉部、全部局 |
| 第2 自主防災組織の育成 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 消防本部 |
| 第3 事業者による自主防災体制の整備 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |
| 第4 啓発の方法 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |
| 第5 救助活動の支援 | * 総合政策部、* 消防本部 |

第1 地区防災計画の策定等

| | |
|------|---------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部、全部局 |
|------|---------------------|

1 地域の連帯感の醸成

市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するNPO・ボランティア等のネットワーク化などによるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

2 地区防災計画の策定

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、

必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、市は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

| | |
|------|------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 健康福祉部、* 消防本部 |
|------|------------------------|

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災意識の普及啓発
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生時への備え（避難場所及び避難路の把握、避難行動要支援者の把握、津波避難ビル等の避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理等）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置、避難所開設運営、炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材等を利用した救出、負傷者の救護など）

- ウ 出火防止・初期消火（消火器やバケツリレーによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 避難所の自主的運営

2 育成方法

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民に対する研修会等の実施
- (3) 防災リーダーの育成
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の備蓄・整備
- (6) 防災訓練、応急手当等の訓練の実施

第3 事業者による自主防災体制の整備

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |
|------|--------------------|

市は、従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生という観点から、府と連携して自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、府と連携して地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 指導、助言又は啓発の内容

- (1) 平常時の活動
 - ア 事業継続計画（BCP）の作成・運用
 - イ 防災に対する心構えの普及啓発（従業員に対する防災教育、防災訓練の実施、社内報、掲示板の活用など）
 - ウ 災害発生の未然防止（地域の地形、危険場所等の確認、事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
 - エ 災害発生時への備え（最低3日分の生活必需品等（飲料水・食料・その他物資、資機材）の備蓄、非常持出品の準備、避難方法や避難場所、避難経路等の確認など）

オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置、従業員及び利用者等の安全確保、安否確認方法の確認など）

カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織等との協力）

(2) 災害時の活動

ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む）、発災時のむやみな移動開始の抑制、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）

イ 救出救護（出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力、救助用資機材等を利用した救出、負傷者の救護など）

ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋内外消火栓による初期消火など）

エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの周知など）

オ 地域活動への貢献（地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、津波避難ビルや、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

カ 市及び国、府が実施する防災・減災対策への協力

第4 啓発の方法

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 消防本部、全部局 |
|------|--------------------|

市は、泉大津商工会議所等と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する立入検査の機会を活用した指導・助言

第5 救助活動の支援

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 消防本部 |
|------|----------------|

市は、自主防災組織が実施する諸活動と連携した防災訓練の実施や救助・救急用資機材の整備等を行い、その活動を支援する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 健康福祉部 |
|------|---------|

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、泉大津市社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるような環境の整備に努め、地域のボランティア活動の支援を行う。

1 受入窓口の整備

市は、泉大津市社会福祉協議会と連携し、災害発生時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ、活動の調整を行うための窓口を設置し、運営する。

特に大規模災害が発生した時には、大阪府社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を行おうとする者の受入れを行うとともに、救助・救急、医療、介護等専門ボランティアの受入窓口の整備にも努める。

2 事前登録

市は府等と連携して、災害発生時にNPO・ボランティア等との情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

3 人材の育成・連絡体制の構築

各機関は、相互に連携して、NPO・ボランティア活動リーダーの養成、ボランティア活動の諸調整を行うボランティアコーディネーターの養成を図る。

市及び泉大津市社会福祉協議会は、その研修会等の実施に協力する。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれきの撤去等に係る連絡体制の構築を図る。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

4 支援体制の整備

市は、災害発生時に迅速にNPO・ボランティア等が機能するよう、活動拠点及び情報の提供など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を図る。

5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

事業者は、災害発生時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金確保、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、企業防災活動の推進に努める。

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、府、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

市及び府、商工会議所は、中小企業強靱化法に基づく中小企業等による事業継続力強化計画などに関する情報の提供に努め、計画に基づく防災・減災対策を促進するとともに、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3章

災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市は、防災関係機関と連携し、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」(府都市整備部)を活用する。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当(*主担当) |
|----------------------|--|
| 第1 防災空間の整備 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
| 第2 都市基盤施設の防災機能の強化 | * 都市政策部 |
| 第3 木造密集市街地の整備促進 | * 都市政策部 |
| 第4 建築物の安全性に関する指導等 | * 都市政策部 |
| 第5 文化財 | * 教育委員会事務局 |
| 第6 ライフライン・放送施設災害予防対策 | * 都市政策部、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、近畿地方整備局・府・市、日本放送協会、民間放送事業者 |
| 第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 | * 都市政策部 |

第1 防災空間の整備

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
|------|-----------------|

市は、府と連携して、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや、学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たすとともに、災害発生時における延焼防止空間や避難場所として、また、災害救助活動の拠点や応急仮設住宅建設の候補地としても防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「泉大津市緑の基本計画」に基づく体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」(国土交通省国土技術政策総合研究所)、「大阪府防災公園整備指針」(府都市整備部公園課)及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」(府都市整備部公園課)を参考にする。

(1) 都市公園の現況

令和元年8月1日現在、64箇所、23.52haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は3.15㎡である。

※資料9「公的空地(オープンスペース)一覧表」

(2) 一時避難場所となる都市公園の整備

住民が一時的に避難の用に供する概ね面積1ha以上の都市公園の整備を推進する。

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、NPO・ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園(後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園)を整備する。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園や、延焼防止帯となる公園緑地等を整備する。

2 道路の整備

市は、災害発生時における道路の重要性、機能上の役割等を考慮し必要な整備を行う。

(1) 整備目標

市は、地域緊急交通路として位置づける道路を優先し以下により整備を推進する。

ア 主要防災道路の整備

災害発生時の応急対策活動を実施するうえで重要となる地域緊急交通路及び幹線道路を主要防災道路と位置づけ、市が管理する道路の維持保全に努めるとともに防災機能の強化を推進する。なお、主要防災道路は、災害応急対策を実施する際に有効かつ効果的で緊急性、代替性を考慮して多重ネットワークを形成するよう選定する。

※資料 27 「避難路一覧表」

イ 計画道路の整備

主要防災道路等による多重ネットワークを形成する都市計画道路の整備を推進する。

※資料 28 「都市計画道路一覧表」

ウ 避難路としての整備

地震による火災を想定した住民の避難行動を基に避難路の選定を行い、避難路としての機能確保並びに避難行動の阻害要因等の除去など必要な道路環境整備を推進する。

エ 道路環境の整備

(ア) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

(イ) 地震等突発的に発生する災害発生時において、輸送路、避難路を確保できるよう、平常時における違法駐車、違法駐輪、違法看板等を取り締まる。

(ウ) ブロック塀、落下物等の危険要因の除去に努める。

3 市街地緑化の推進

公園緑地等の整備と共に河川・道路等の公共施設や民有地の緑化推進等、緑の保全・創出のための施策を「泉大津市緑の基本計画」に基づき総合的に推進し、延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑とオープンスペースによる防災ネットワークの形成を図る。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、生産緑地等の貴重な緑地を適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 都市政策部 |
|------|---------|

市は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- 1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の整備を推進する。
- 2 耐震強化岸壁等の災害発生時における緊急海上輸送基地の整備推進

- 3 緊急避難や復旧・復興の支援拠点となる臨海部の防災拠点（防災拠点緑地等）の整備促進
- 4 ため池耐震対策の推進
- 5 災害発生時における初期消火用水、生活用水利用など、水路、ため池の防災利活用整備の推進

第3 木造密集市街地の整備促進

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 都市政策部 |
|------|---------|

市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強いすまいとまちづくり計画」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）に基づき、地域の特性に応じて、災害に強い都市構造の形成に向けて、建物不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域等の指定
- (2) 耐震改修促進計画による耐震診断等を活用した耐震化の推進

2 各種事業の推進

- (1) 街路事業
- (2) 道路事業
- (3) 公園事業
- (4) 老朽住宅の除却促進の強化 等

3 地域防災力の向上

まちの危険度情報や対策等に関する地域住民等への周知を徹底し、地域の防災意識の高揚を図り、自助・共助の防災活動や密集事業等への事業協力を促進する。

第4 建築物の安全性に関する指導等

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 都市政策部 |
|------|---------|

市は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため府と連携して、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- 2 定期報告制度（（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

第5 文化財

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | * 教育委員会事務局 |
|------|------------|

市は、市民にとってかけがえのない遺産である指定文化財等を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備の整備等を図る。

- 1 住民、指定文化財等の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発
- 2 指定文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
 - ア 初期消火の確立と自衛組織の確立
 - イ 防災関係機関との連携
 - ウ 地域住民との連携
- 4 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ア 消防用設備等の設置・維持管理の徹底
 - イ 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

| | |
|------|--|
| 実施担当 | * 都市政策部、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、近畿地方整備局・府・市、日本放送協会、民間放送事業者 |
|------|--|

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの事業計画により耐震性、耐火性、耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。

1 上水道施設

上水道施設の耐震化や老朽化施設の整備及び改良を推進するとともに、施設の常時監視及び点検を強化し、保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。

- (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(公益社団法人日本水道協会)等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ア 配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

- (3) 配水池容量の増強、管路の多重化(連絡管等の整備)等バックアップ機能を強化する。
 - ア 配水池の耐震補強を行うとともに、市民に水を供給できる機能を保持させるために、配水場の配水池等に緊急遮断弁を設置する。
 - イ 配水幹線管の耐震化や、老朽管などの敷設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。

- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道施設

ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良に努め、地震及び風水害による被害を最小限度にとどめる。

(1) ポンプ施設

電気設備、機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮する。建設構造物は改築・更新時に耐震診断を行い、必要に応じて補強等の対策を講じる。

(2) 管路施設

定期的なパトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び布設替えを行う。

今後布設する幹線は耐震設計を行う。既設下水管については、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。

(3) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

(4) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

3 電力施設（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

(1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

(2) 電力供給系統の多重化を図る。

(3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス施設（大阪ガス株式会社）

ガス施設の耐災害性の強化及び地震や風水害等による被害の軽減のための施策を実施し、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

(1) 防災体制

製造施設、供給施設において保安規程に基づき、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス供給設備

ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するために、感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式に

よって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、基準以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(3) その他設備

ア 災害発生時において速やかに状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った地震計、ガス漏れ警報設備、圧力計・流量計を設置する。

イ 災害発生時の情報連絡、指令等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信施設などの連絡通信設備を設置する。

ウ 早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急資機材を保有し、その点検整備を行う。

エ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 通信施設（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）

災害発生時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、特に通信の果たす役割は非常に大きい。このため災害による通信の途絶を防止するため、通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域にある通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ 主要な通信設備について、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 通信システムに関するデータベース等の防災化

通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害発生時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐

火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害発生時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局・府・市）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

- (1) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
- (2) 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害発生時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
- (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）

イ 朝日放送テレビ株式会社

ウ 朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）

エ 関西テレビ放送株式会社

オ 読売テレビ放送株式会社

カ テレビ大阪株式会社

キ 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）

ク 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）

ケ 株式会社FM802（FMラジオ放送）

コ 株式会社エフエム泉大津

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 都市政策部 |
|------|---------|

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理（府、市）

- (1) 泉北環境整備施設組合は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 泉北環境整備施設組合は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 泉北環境整備施設組合は、災害発生時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 市は、災害発生時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。
- (6) 市及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理（府、市）

- (1) 泉北環境整備施設組合は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 泉北環境整備施設組合は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 泉北環境整備施設組合は災害発生時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。
- (5) 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (6) 府は、市町間等の協力体制の整備について支援する。

3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）の処理体制の確保

- (1) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、泉大津市災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 市又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 市は、周辺市町等との協力体制の整備に努める。
- (4) 市又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (5) 市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第2節 地震災害予防対策の推進

▶関連計画・マニュアル等： 泉大津市耐震改修促進計画、公共施設耐震対策計画

府は、平成18年度に公表した大規模地震の被害想定調査（直下型及び東南海・南海）及び平成25年度に公表した大規模地震（海溝型）の被害想定調査を基に、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27年～36年度）で9割減させることなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）を定めている。

市は、府のアクションプランを念頭に、災害による建築物の倒壊や火災による被害を防止するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（*主担当） |
|------------------------|-----------------|
| 第1 既存建築物等の防災対策の促進 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
| 第2 土木構造物の耐震対策等の推進 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
| 第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 | * 総合政策部、* 都市政策部 |

第1 既存建築物等の防災対策の促進

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
|------|-----------------|

市は、「泉大津市耐震改修促進計画（平成29年4月改訂）」に基づき、昭和56年新耐震基準（建築基準法）が施行されるまでに建てられた住宅・建築物を重点に耐震診断及び耐震改修、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止などを促進するとともに、消防本部と連携しながら、特定建築物（一定規模以上の病院、百貨店等おもに不特定多数の人が利用する建築物）や防火・避難の確保について緊急性を有する建築物を重点に防火・避難対策の向上を図る。

1 耐震対策の促進

(1) 市有建築物

ア 市（各施設管理者）は、その管理する市有建築物について、防災上の重要度に応じた分類により、順次耐震診断を実施し、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し

耐震対策を計画的に実施する。

- イ 市は、泉大津市公共施設適正配置基本計画を踏まえ、市有建築物の建設にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- ウ 市は、非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- エ 市は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じる。
- オ 市及び府は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 民間建築物

- ア 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、市は府と連携してその取組みをできる限り支援する。
- イ 府は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助する。
- ウ 市は、府と連携してブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- エ 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- オ 特定建築物等の所有者への耐震診断及び耐震改修の啓発に努める。
- カ 昭和56年新耐震基準（建築基準法）が施行されるまでに建てられた建築物を重点的に、耐震診断及び耐震改修への助成に努める。

第2 土木構造物の耐震対策等の推進

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
|------|-----------------|

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川施設等の構造物について耐震対策に努める。

1 道路・橋りょう等の安全確保

道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害発生時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。

このため、道路整備にあたっては、安全性、快適性及び災害発生時にその機能を十分に活用できるように配慮し、幹線道路及び生活道路の新設、改良等を進めるとともに、沿道の環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。

(1) 道路の防災補修

道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進に努める。

(2) 橋りょう等の補修

橋りょう等の耐震性の向上及び健全性を定期的に点検し、災害発生時に対して橋りょうの耐震及び補修等対策に努める。

2 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤体、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じ、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

3 鉄道施設の安全確保

事業者は、脱線等による災害の未然防止を図るため、鉄道施設について、駅舎等の耐震対策を実施する。

4 港湾・海岸施設の安全確保

被災時の物資輸送を円滑に行うため、港湾施設の耐震性の確保に努める。また、高潮対策として海岸保全施設を調査し、危険箇所には、必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。

5 農業用施設の安全確保

市は、府、ため池管理者と連携して、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的にため池等農業用施設の耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
|------|-----------------|

市は、府と連携し、地震防災対策特別措置法に基づき、府が作成する第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。

1 対象区域

市全域

2 計画の初年度

平成 28 年度

3 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 医療機関
- (5) 社会福祉施設
- (6) 公立小中学校等
- (7) 地域防災拠点施設
- (8) 防災行政無線
- (9) 備蓄倉庫等

第3節 津波災害防止対策の推進

▶関連計画・マニュアル等： 泉大津市津波避難計画

◆対策の実施主体

| 項 目 | 実施担当（*主担当） |
|-----------------------|------------|
| 第1 津波対策の基本的考え方 | 全部局 |
| 第2 津波防災地域づくりの推進 | 全部局 |
| 第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策 | 全部局 |

第1 津波対策の基本的考え方

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 全部局 |
|------|-----|

府は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

| | |
|------|--|
| レベル1 | 最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 |
| レベル2 | 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 |

市は、府が平成25年8月に公表した津波浸水想定区域図に基づき、避難所・避難路、津波避難ビルなどの地域資源を活かした「住民等の生命を守ることを最優先」とする対策を推進する。

なお、対策推進にあたっては、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を検討し、避難所・避難路等を示す津波ハザードマップを活用しながら、住民等に津波対策の周知を図る。

※津波浸水想定は、総則編 P8 参照

第2 津波防災地域づくりの推進

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 全部局 |
|------|-----|

1 推進計画の作成等

市は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。

市は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、津波の危険や津波警報・避難指示（緊急）等の意味合い、避難方法等を住民等に対し周知を図る。

※資料 13-1「ハザードマップ」

2 水門及び防潮扉等の防災対策

市の水防関係機関は、府と協力し、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

3 啓発標識の設置

道路管理者は、津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

4 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

府は、津波の被害想定結果を踏まえ、市と十分な協議を行い、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定することとしている。市は、これらの区域が指定された場合には、市民、関係機関等にこれを周知し、津波の危険性を広報する。

第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 全部局 |
|------|-----|

市は、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、一人ひとりが主体的

に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報を提供する。

さらに、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための以下の対策に総合的に取り組む。

1 津波に対する知識の普及・啓発

- (1) 津波に対する基礎知識
- (2) 教育機関における防災教育
- (3) 住民等への普及・啓発
- (4) 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置
- (5) 津波・高潮ステーション（大阪府）の活用
- (6) 南海トラフ地震臨時情報等に関する周知・啓発

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）の作成と活用

市は、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波版）を作成・活用する。

3 津波避難誘導

(1) 津波避難計画等及び同策定指針の策定

津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。

(2) 学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

4 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市は、府をはじめ防災関係機関と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した津波から「逃げる」ための、災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

- (1) 津波警報及び南海トラフ地震臨時情報等の情報収集・伝達訓練

- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練
- (6) 住民参加による実動型の避難訓練

5 避難関連施設の整備

市は、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行って、以下の取組みを進める。

(1) 緊急避難場所の指定

市は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有し、以下の要件を満たす場所を、緊急避難場所として指定する。

- ・原則として被災が想定されない区域（洪水や津波の浸水想定区域外）に立地すること
- ・被災が想定される区域に立地する場合は、災害に対して安全な構造であり、想定津波水位以上の高さに避難者の受入部分や当該部への避難経路があること

(2) 津波避難ビル等の指定

市は、大規模地震に伴う津波が発生した場合、また発生するおそれがある場合に、緊急的に一時避難する施設として津波避難ビルを指定しており、今後も津波避難ビルの指定を増やすとともに、長期浸水の可能性を考慮した対策を講じる。

なお、津波避難ビルの指定要件は、以下のとおりである。

- ・鉄筋コンクリート造（RC）または鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）の建物
- ・新耐震基準（昭和56年施行）に適合している建物
- ・5階以上の階高を有する建物

（津波による浸水が低いと予測される地域は3階以上も可）

※資料24-1「避難所等」

(3) 避難路等の整備

市は、施設管理者と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じて避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

6 地下空間対策

民間ビルも含めた地下街等の地下空間について、新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における沿岸市町及び地下街等の所有者又は管理者は、津波に関する情報の伝達方法など、水防法に準拠した取組みを行う。

7 津波に強いまちづくり

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を基本とする。また、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画や整備を進める。これにあたっては、都市計画と連携するとともに、民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等を進めるなど、総合的な視点から、津波に強いまちの形成を図る。

第4節 水害予防対策の推進

河川、水路、港湾、海岸及びため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。また、国や府による浸水想定区域では、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの活用等を行い、住民周知に努める。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|----------------------------|------------------------|
| 第1 洪水対策 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
| 第2 高潮対策 | * 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部 |
| 第3 水害減災対策 | * 健康福祉部、* 都市政策部、* 消防本部 |
| 第4 下水道の整備 | * 都市政策部 |
| 第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 | * 総合政策部 |

第1 洪水対策

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部 |
|------|-----------------|

1 府管理河川

府知事は、市内では二級河川王子川、新王子川と大津川、牛滝川及び槇尾川を管理している。

府では、府管理の全河川について、以下の河川改修の方針が示されている。

- (1) 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- (2) 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- (3) 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
- (4) 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

平成31年3月20日には、府から想定最大規模降雨（1,000年以上に1度の降雨）に伴う洪水により大津川、槇尾川、東槇尾川、父鬼川、松尾川、牛滝川が氾濫した場合の浸水の状況を

シミュレーションにより予測した洪水浸水想定区域図が公表された。

この洪水浸水想定区域図では、従来公表されてきた洪水浸水想定区域(200年に1度の降雨)よりも、浸水範囲が広範囲におよぶことから、府及び「泉北水防災連絡協議会」等の多様な防災関係機関と連携し、最大規模降雨に備えた洪水対策をハード・ソフト対策の両面から推進する。

※資料 13-2「大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(平成31年3月)」

2 市管理水路

市は、浸水被害が水路等に破棄されたゴミ等に起因することが多いことから、住民に対し意識向上の啓発活動を実施するとともに、光明池土地改良区等の協力を得て、平常時からの管理体制及び改修を要する個所の把握に努め、その整備事業を推進する。

第2 高潮対策

| | |
|------|------------------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部 |
|------|------------------------|

1 護岸の整備

市の海岸線は臨海部埋立などにより複雑となったが、海岸線の予防対策として防潮堤を設置し、高潮等に備えている。府は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとし、市はこれらと連携する。

現在、防潮堤は、伊勢湾台風級の超大型台風が室戸台風のコースを通過して来襲した高潮に十分対処できるよう、海岸管理者である府が整備を行っている。また、背後市街地の豪雨時の内水排除はポンプで行い、安全を図っている。

2 水門・樋門等の点検

市内には、8箇所の水門と樋門・鉄扉等があり、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護するとともに、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、高潮等の対策に万全を期す。

また、水門の操作については、高潮予警報の発令時に指示し実施する。

※資料 23「水門・樋門・鉄扉・排水口・ポンプ場位置」

第3 水害減災対策

| | |
|------|------------------------|
| 実施担当 | * 健康福祉部、* 都市政策部、* 消防本部 |
|------|------------------------|

洪水や雨水出水、高潮に対する事前の備えと、洪水予報河川（大津川）の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、洪水や高潮の災害発生時の迅速かつ確かな情報提供、避難・誘導、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備等により、水災の軽減を図る。

1 浸水想定区域の指定・公表

市は、浸水想定区域の指定があった場合は、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法や避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、浸水想定区域内の地下街、避難行動要支援者利用施設、大規模工場等の施設名称及び所在地について、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

また、府は、その他の河川についても、庁舎等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

2 洪水リスクの開示

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

3 洪水リスクの周知及び利用

市は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑で迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

4 防災訓練の実施・指導

市は、府と連携して防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努め、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

また、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の

実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

5 水防と河川管理等の連携

- (1) 市及び府は、府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「泉北水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

6 水防活動の強化

市は、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、民間企業や自治会等にも協力を促し、水防活動の担い手を確保するとともに、その育成、強化を図る。

7 洪水予報等を伝達する施設等

近畿地方整備局及び府は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

市は、浸水想定区域内にある下記の対象施設のうち、名称、所在地を定めた施設については、当該施設の所有者または管理者に対して、洪水予報等を直接伝達する。

(1) 対象施設

- ア 地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な施設等
- イ 要配慮者利用施設（主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設等
- ウ 大規模工場等（延べ面積が一万平方メートル以上、又は大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要がある施設

※資料 47 「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

8 名称及び所在地を定められた施設等の所有者又は管理者が講じる措置

- (1) 地下街等の所有者又は管理者

地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。

作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。

また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

※資料 47 「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

(3) 大規模工場等の所有者又は管理者

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

9 地盤沈下の予防対策

市は、府と協力し地下水の汲み上げによる土地の低下や堤防の沈下などの地盤沈下により台風や大雨による災害が発生しないよう、法律や条例により地下水の採取規制に努める。

10 ため池の治水活用

市は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、府やため池管理者等の関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第4 下水道の整備

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 都市政策部 |
|------|---------|

公共下水道施設の整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。

汚水整備に関しては、市の行政区域面積 1,356ha に対して整備面積は 929ha で、下水道面積整備率は 68.5%となっている。(平成 31 年 3 月末現在)

雨水整備に関しては、整備面積は 396ha で整備率は 29.2%となっている。(平成 31 年 3 月末現在) 昭和 40 年代半ば以降の宅地開発の進行、土地利用の高度化が、緑地、空地を減少させ、その結果、雨水の流出量が増加して新たな浸水被害が生じるようになった。このことから、ポンプ場の整備及びバイパス幹線を位置付けた。公共下水道計画では、管渠、ポンプ場の整備に際しては、10 年に一度の降雨(1 時間雨量 50 mm 程度) 対応で整備を進め、また、下水道管渠により自然放流できない低地帯においては、管渠の整備に併せて雨水ポンプ場を設置している。

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

1 ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 危険箇所の早期発見や適正な維持管理を進める。

2 ため池の減災対策

(1) 耐震性の調査・診断

想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。

(2) 防災意識の向上と体制整備

地震による破損等で決壊した場合、その浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

市内ため池一覧表

| ため池名 | 所在地 | ため池管理者 |
|------|-------------------|--------|
| 中池 | 泉大津市板原町一丁目 1047-1 | 板原水利組合 |
| 小寺池 | 泉大津市板原町二丁目 1055 | 板原水利組合 |
| 諸瀬池 | 泉大津市我孫子二丁目 29-3 | 虫取水利組合 |

第5節 危険物等災害予防対策の推進

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、府と連携し自主保安体制の強化並びに関係法規に基づく適切な保安確保措置を講じるよう、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織等の育成・充実、防災思想の普及啓発の徹底を図る。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（*主担当） |
|--------------------|---------------------------|
| 第1 危険物災害予防対策 | * 消防本部 |
| 第2 高圧ガス等災害予防対策 | * 消防本部 |
| 第3 火薬類災害予防対策 | * 消防本部 |
| 第4 毒物劇物等災害予防対策 | * 消防本部 |
| 第5 危険物積載船舶等災害予防対策 | * 総合政策部、* 消防本部 |
| 第6 管理化学物質災害予防対策 | * 都市政策部 |
| 第7 石油コンビナート等災害予防対策 | * 消防本部、* 大阪府石油コンビナート等防災本部 |

第1 危険物災害予防対策

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | * 消防本部 |
|------|--------|

消防機関は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 保安教育の実施

危険物保有事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会などの保安教育及び消火、通報及び避難などの訓練を実施する。

2 危険物施設の災害防止対策の推進

- (1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。

- (2) 危険物の貯蔵、取扱いの実態等に応じた消防資機材の整備充実を図るとともに、新たな危険物の性状に対応した消火薬剤等の化学消防資機材の充実を図る。
- (3) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (4) 危険物施設の維持管理等を適正に行い、定期点検を適正に実施するよう指導する。

※資料 22 「危険物施設の推移」

3 保安確保等の充実

消防法をはじめ関係法令に基づき立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理及び施設の老朽化対策に関すること
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い等の安全管理に関すること
- (3) 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員の業務遂行に関すること
- (4) 危険物保有事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。
- (5) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

4 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備え付けなど種々の規制を遵守させる。

5 自主保安体制の確立

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、危険物災害の予防と災害発生時の防ぎょ活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。
- (2) 危険物施設の所有者は、隣接する事業所間の相互応援体制を確立し、効率的な自衛消防力を確保する。
- (3) 大規模な危険物保有事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、各種災害に応じた活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。

6 防災思想の普及啓発

危険物安全月間等、各種行事及び危険物査察等を通じ防災思想の普及啓発に努める。また、危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス等災害予防対策

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | * 消防本部 |
|------|--------|

消防本部は、高圧ガス等による災害の発生及び拡大を防止するため立入検査を実施するとともに、市及び関係機関は、中部近畿産業保安監督部近畿支部並びに府が行う保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に協力する。

また、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | * 消防本部 |
|------|--------|

消防本部は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため立入検査を実施するとともに、市及び関係機関は、中部近畿産業保安監督部近畿支部並びに府が行う保安意識の啓発、規制の強化、自主保安体制の整備促進等の災害防止対策に協力する。

また、火薬類取締法はじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物等災害予防対策

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | * 消防本部 |
|------|--------|

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、府により実施され安全対策が図られている。市及び消防本部は防災関係機関や府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | * 総合政策部、* 消防本部 |
|------|----------------|

防災関係機関等は、船舶火災、タンカー事故、油の流出及び油流出に係る海面火災等、港湾での災害を防止するため、次の措置を実施する。

1 特定事業者の予防対策

危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従うとともに、荷役作業に当たっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
- (2) 危険物等を積載した巨大船の着棧に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。

2 防災関係機関の予防対策

堺海上保安署は、府、市及び消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

(1) 規制

ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制

イ 危険物等の荷役、運搬の規制

ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

(ア) 火薬類の大量荷役

(イ) 核分裂性物質等の荷役

(ウ) タンカーによる引火性危険物の大量荷役

(エ) その他特に必要があると認められる場合

エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限

オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告

カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒

(2) 指導

ア 荷役船舶点検指導

イ 危険物等専用岸壁点検指導

ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施

エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導

(ア) 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守

(イ) 走錨の防止及び係留索の保守

(ウ) 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置

(エ) 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締りの徹底

(オ) 船内における防災用資機材の整備充実

(カ) 航法、操船の指導

オ 貯油施設等を有する企業に対する指導

(ア) 防災資機材の備蓄及び保安施設の拡充

(イ) タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実

(ウ) 従業員の教育及び訓練の実施

(エ) 関係企業間における共同防災体制の整備

(3) 予防活動

ア 大阪湾・播磨灘排出油防除協議会構成員の出動の調整

イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

第6 管理化学物質災害予防対策

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 都市政策部 |
|------|---------|

市は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取り扱う事業者に対し、府条例に基づく規制を行うとともに、府条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取り扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質取扱事業者等に対して、化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に関するセミナー参加の促進を図り、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第7 石油コンビナート等災害予防対策

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | * 消防本部、* 大阪府石油コンビナート等防災本部 |
|------|---------------------------|

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、市、府、事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

第6節 火災予防対策の推進

消防本部は、市街地における火災の発生を防止するとともに、発生した火災の初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。消防本部は、大規模災害などに備えて消防力の強化を図り、また応援体制の整備、関係機関との連携をもって消火・救助・救急体制の充実に努める。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|-------------|-------------|
| 第1 市街地の火災予防 | * 消防本部 |

第1 市街地の火災予防

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | * 消防本部 |
|------|--------|

1 火災予防査察の充実

工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条及び第4条の2に基づく立入検査等を実施し、火災発生危険箇所の点検や避難経路の確認、消防用設備等の適正な維持管理について改善指導する。

2 防火管理制度の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者の養成を行い、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導育成する。

- ・ 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- ・ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ・ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理等
- ・ 避難経路の確保

3 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

4 住宅防火対策の推進

消防本部は、住宅における住宅用防災機器等の設置を促進し、維持できるよう努める。

5 住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集など各種防火行事及び予防査察等を通じ、防火意識の普及啓発に努める。

6 高層建築物の火災予防指導

所有者等に対し、出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等に関する指導を推進する。

第7節 原子力（放射線）災害予防対策の推進

市域には、原子力災害対策重点地域は存在せず、府の想定によれば、原子炉実験所や原子力研究施設等による臨界事故や、屋内退避を必要とするような被ばくを伴う放射線災害が発生することは考えがたい。しかし、放射線災害が発生すると、周辺地域への影響は極めて大きいと考えられることから、放射性物質を取り扱う事業所、施設及び輸送事業所（以下この節において「事業所等」という。）は、関係法令を遵守し、災害防止に万全を期すとともに、市は関係機関及び事業所等と充分連携をとり、市民の安全確保のための予防対策に努める。

なお、原子力災害の特殊性から、市は、府県境を超える広域での被災住民の受入れに対して、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえて、広域避難が円滑に行われるよう受入れに関して必要な事項を定めた府の方針により対応する。

◆対策の実施主体

| 項目 | 実施担当（* 主担当） |
|-------------------------|-------------|
| 第1 原子力災害に対する基本的考え方 | * 総合政策部 |
| 第2 大阪府域における災害の想定 | * 総合政策部 |
| 第3 放射性同位元素取扱事業所における災害対策 | * 総合政策部 |
| 第4 広域避難の受入れ | * 総合政策部 |

第1 原子力災害に対する基本的考え方

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

府域には、原子炉実験所や原子力研究施設等が立地している。放射線災害による被害は状況によっては広域に及ぶ可能性があることから、想定される事態や不測の事故等が発生した場合にも対処できるよう、体制の整備を進める。

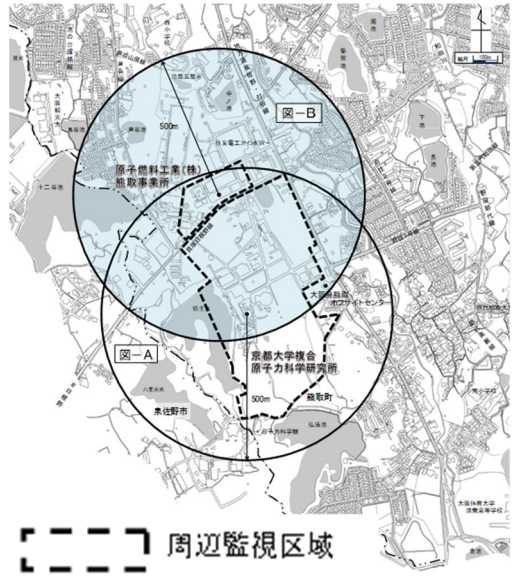
第2 大阪府域における災害の想定

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

府域には、京都大学複合原子力科学研究所（泉南郡熊取町）、原子燃料工業株式会社熊取事業所（泉南郡熊取町）、近畿大学原子力研究所（東大阪市）の原子力事業所が立地しており、「大阪府地域防災計画 原子力災害対策」では、放射線災害を以下のとおり想定している。

1 原子力災害対策重点地域

府によれば、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域がそれぞれ以下のように定められている。

| 原子力災害対策重点地域 (すべてUPZ) | |
|---|--|
| 泉佐野市 | 日根野 (一部) |
| 熊取町 | <p>【京都大学複合原子力科学研究所から概ね半径 500m】 朝代西 3 丁目 (一部)</p> <p>【京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径 500m】 大久保南 3 丁目 (一部)、朝代東 1 丁目 (一部)、朝代東 2 丁目 (一部)、朝代西 1 丁目 (一部)、朝代西 2 丁目 (一部)、美熊台 1 丁目 (一部)、</p> <p>【原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径 500m】 大久保南 1 丁目 (一部)、大久保南 4 丁目 (一部)、大久保東 2 丁目 (一部)、五門西 4 丁目 (一部)、五門東 4 丁目 (一部)、東和苑 (一部)</p> |
|  <p>〔図-A〕 京都大学複合原子力科学研究所から概ね半径 500m の範囲 〔図-B〕 原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径 500m の範囲</p> | |
| 原子力災害対策重点地域 | |
| 東大阪市 | <p>【近畿大学原子力研究所】</p> <p>設定なし</p> |
|  <p>〔図-A〕 近畿大学原子力研究所</p> | |

(出典：大阪府地域防災計画原子力災害対策 (平成 31 年 1 月年修正))

2 災害（事故）の想定

(1) 京都大学複合原子力科学研究所

京都大学試験研究炉（KUR）では、高出力運転時の冷却機能喪失等による放射性物質の放出が想定される。この場合、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素が主であり、これらが排気筒又は建屋から環境へ放出されることとなる。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性がある。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、距離が長くなるにしたがい、拡散により濃度は低くなることが想定される。

一方、試験研究炉（KUCA）は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

なお、京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質などの使用施設や保管施設では、全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。

(2) 原子燃料工業株式会社熊取事業所

① 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料加工施設である原子燃料工業株式会社熊取事業所では、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン等がエアロゾルとして放出される場合等が考えられる。これらの放出された放射性物質は、プルームとなって放出、拡散される。火災等により、フィルターを通さずに放出された場合、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。また、フィルターを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様の状態になると考えられる。

② 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所で発生した場合は、放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が必要となる。

ただし、施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件によるが、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

また、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べて極めて少ない。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取り扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集

合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラン（ U^{235} が5%以下）であり、臨界事故は想定しがたい。

(3) 近畿大学原子力研究所

京都大学複合原子力科学研究所と同じ放射性物質及び放射線の放出形態が想定される。ただし、近畿大学原子力研究所の試験研究炉は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

第3 放射性同位元素取扱事業所における災害対策

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため次の措置を講じる。

1 設置者等の責務

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）等は、放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防、応急、事後の各対策について、必要な対策を講じる。

なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じる。

2 防災関係機関の対応

防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。

また、放射線同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射線同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資機材の整備を図るとともに災害防ぎょ訓練に努める。

3 放射性物質輸送時の安全対策

(1) 事業所等

事業所等は、放射性物質の輸送に当たっては、法律等で定められたそれぞれの安全基準によるほか、確認及び届出等の安全規制・手続きを遵守するとともに、予防対策を実施する。

(2) 市

事業所等の核燃料輸送については、関係機関等と密接な連携を取り、輸送経路・日程の正確な把握に努める。

放射線物質輸送時の火災等における災害に対して、対応策の研修、資機材の整備を充実強化する。

第4 広域避難の受入れ

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | * 総合政策部 |
|------|---------|

広域避難の受入れに関して、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえ、府県域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう必要な事項を定める。

1 基本的考え方

原子力災害に係る広域避難の受入れについては、府地域防災計画（原子力災害対策）による他、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県・市町村が定める広域避難計画に基づき行う。

なお、今後、原子力災害対策指針の改正など対策の見直しや、放射性物質の拡散などについて新たな知見が得られた場合は、必要に応じて修正する。

2 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

(1) 前提となる被害想定

ア 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事

故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

| 事業者名 | 施設名 | 所在地 | 設備番号 | 炉型 |
|---------------------|----------------------|-----------|-----------|--------------|
| 関西電力(株) | 美浜発電所 | 福井県美浜町丹生 | 1号 | 加圧水型軽水炉(PWR) |
| | | | 2号 | 同上 |
| | | | 3号 | 同上 |
| | 高浜発電所 | 福井県高浜町田ノ浦 | 1号 | 加圧水型軽水炉(PWR) |
| | | | 2号 | 同上 |
| | | | 3号 | 同上 |
| | | | 4号 | 同上 |
| | 大飯発電所 | 福井県おおい町大島 | 1号 | 加圧水型軽水炉(PWR) |
| | | | 2号 | 同上 |
| | | | 3号 | 同上 |
| | | | 4号 | 同上 |
| | 日本原子力発電(株) | 敦賀発電所 | 福井県敦賀市明神町 | 1号 |
| 2号 | | | | 加圧水型軽水炉(PWR) |
| 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 | 高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ) | 福井県敦賀市白木 | — | 高速増殖炉(FBR) |
| | 原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん) | 福井県敦賀市明神町 | — | 新型転換炉(ATR) |

イ 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、府地域防災計画(原子力災害対策)によれば、原子力災害対策指針では、アの原子力施設から概ね30km圏をUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

3 避難対象地域

(1) 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示（緊急）において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

人口は100人未満を四捨五入

| 府県名 | 市町名 | 避難対象人口 (概数) | カウンターパート設定 |
|--------------|------|----------------|---|
| 福井県 (4市町) | 小浜市 | 29,500人 | 兵庫県 |
| | 高浜町 | 10,500人 | |
| | おおい町 | 8,300人 | |
| | 若狭町 | 15,000人 | |
| | 計 | 63,300人 | |
| 滋賀県 (2市) | 長浜市 | 25,700人 | 大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に 協力を求める。) |
| | 高島市 | 28,600人 | |
| | 計 | 54,300人 | |
| 京都府 (7市町) | 福知山市 | 500人 | 兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求 める。) |
| | 舞鶴市 | 82,900人 | |
| | 綾部市 | 8,300人 | |
| | 宮津市 | 18,200人 | |
| | 南丹市 | 3,600人 | |
| | 京丹波町 | 3,000人 | |
| | 伊根町 | 1,400人 | |
| | 計 | 117,900人 | |
| 3府県(13市町)計 | | 236,000人 | |

大阪府地域防災計画 原子力災害対策編（平成31年1月修正）

4 広域避難の受入れ

(1) 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

(2) 市の広域避難の受入れ

市は、府から広域避難の受入れの要請があったときは、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、次のとおり被災住民の受入れを行う。

〈避難元《滋賀県》・避難先《大阪府》マッチング割当〉

| 滋賀県 避難元市 | 避難元地域 (合併前旧町村) | マッチング割当 | | 避難先 | | | | | |
|-------------|-------------------|-----------------------|---|---|-----------------------|--|--|-----|---------------------------------|
| | | 避難元地域(自治会区) | | 地域 | 市町村 | | | | |
| 長浜市 | 旧湖北町(一部) 旧西浅井町 | 《旧湖北町(一部)》 《旧西浅井町》 | | 大阪市 | 大阪市 | | | | |
| | | 旧木之本町 | 木之本、廣瀬、黒田、田部、千田、西山、田居、北布施、赤尾 金居原、杉野、杉本、音羽 大見、川合、古橋、石道、木之本小山 大音 飯浦、山梨子 | | 泉北 | 堺市 泉大津市 和泉市 高石市 忠岡町 | | | |
| | 旧高月町 | | 高月 馬上 高野、柏原、渡岸寺、落川、森本、宇根、東阿閉、熊野、高月東高田、西物部 持寺、洞戸、保延寺、雨森 井口、高月尾山 東柳野、柳野中、高月西野、片山 唐川、横山、東物部 磯野 西阿閉 西柳野 高月布施 重則、松尾 | | 中河内 | 八尾市 柏原市 東大阪市 | | | |
| | | | 旧余呉町 | 坂口、下余呉、中之郷 下丹生、上丹生、摺墨、菅並 余呉東野 八戸、川並 国安、池原、小谷 文室、今市、新堂 椿坂 柳ヶ瀬、中河内 | | 南河内 | 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村 | | |
| | | | | 高島市 | 旧朽木村 旧安曇川町 旧新旭町 | 《旧朽木村》 《旧安曇川町》 《旧新旭町》 | | 大阪市 | 大阪市 |
| | | 旧マキノ町 旧今津町 | | | | マ: 海津1~3区、西浜区、中庄区、大沼区、グリーンレイク町内会、新保区、湖西平自治会 マ: 山中区、下区、浦区、小荒路区、野口区 マ: 蛭口区、辻区、森西区、沢区、箱館第2リッチランド町内会 マ: マキノマロンガーデン、マキノグランデ自治会 マ: 在原区 マ: 大字白谷、白谷長寿苑町内会、寺久保区、石庭区、上開田区、下開田区、 知内区、高木浜2丁目、牧野区、マキノ駅西自治会、高木浜1丁目 今: 松陽台区、南浜区、中浜区、北浜区、途中谷、棕川区 今: 酒波区、北深清水区、平ヶ崎区、望みの郷自治会、桂区、北仰区、新田区、 南深清水区、三谷区、構区 今: 伊井区、北林区、北仰東自治会 今: 大供区 今: 栄区、東区 今: 弘川区、湖西ニュータウン自治会、武末区、今津井ノ口区、川尻区、浜分区、 角川区、中ノ町区、杉沢区、保坂区、杉山区、今津辻区、天増川区 今: 南新保区、市ヶ崎区、新保寺区、カームタウン区、東新町区 今: 天神区、今津中野区、宮西区 今: 蘭生区、梅原区、下弘部区、梅原団地自治会、大床区 今: 岸脇区、上弘部区 今: 西区 | | 豊能 | 豊中市 池田市 箕面市 豊能町 能勢町 |
| | | | | | | 三島 | 吹田市 高槻市 茨木市 | | |
| | | | | | 北河内 | | 摂津市 島本町 守口市 枚方市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市 | | |